

四日市市告示第 2 4 4 号

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱（平成 3 1 年四日市市告示第 1 9 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>聴覚に関する異常の早期発見及び早期対応を図るために、生後間もない時期の新生児又は乳児に対して実施する聴覚スクリーニング検査（以下「聴覚検査」という。）に要する費用の一部又は全部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(補助の対象)</p> <p>第 2 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、<u>原則として市内に住所を有し、聴覚検査を受ける生後 6 か月未満の児の保護者とする。</u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>四日市市に住民登録を有する児に対して実施する聴覚スクリーニング検査（以下「聴覚検査」という。）に要する費用を、予算の範囲内において補助することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>(補助の対象)</p> <p>第 2 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、<u>聴覚検査を受ける児の保護者であって、市内に住所を有する者のうち、市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者とする。</u>ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>

(補助の対象となる聴覚検査)

第3条 補助の対象となる聴覚検査は、生後6か月未満の児に対して出生後初めて実施する聴覚検査であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、令和4年4月1日以降に実施する検査を対象とする。

(1) から (3) まで (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める検査

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、聴覚検査に要する費用(以下「検査費」という。)とし、3,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、市民税非課税世帯又は生活保護受給世帯(以下「生活保護世帯等」という。)の者である場合には、検査費から前項に定める額を控除した額についても補助対象とする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助対象者に対し、あらかじめ四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付申請書兼補助券(以下「補助券」という。)を交付するものとする。

2 補助対象者は、本要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、第

(補助の対象となる聴覚検査)

第3条 補助の対象となる聴覚検査は、生後6か月未満の児に対し出生後初めて実施する聴覚検査であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、平成28年4月1日以降に実施する検査を対象とする。

(1) から (3) まで (略)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が該当すると認める検査

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、聴覚検査に要する費用(以下「検査費」という。)とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付申請書(第1号様式)に妊娠していることがわかる書類(母子健康手帳のコピーなど)を添えて、聴覚検査を受けるまでに市長に提出しなければならない。い。

3 条に規定する聴覚検査を実施する県内の医療機関等に補助券を提出して、聴覚検査を受けなければならない。

3 市長は、補助券の提出を受けて聴覚検査を実施した県内の医療機関等に対し、当該補助券に係る補助対象者に対する補助金を支払うものとする。

(被検査者への補助金)

第 6 条 市長は、補助対象者が医療機関等において、前条に規定する補助券を提出せずに聴覚検査を受け、その費用の全部を当該医療機関等に支払った者に対し、その費用の全部又は一部について補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の対象となる者は、四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付申請書兼請求書（第 2 号様式）に、補助券、聴覚検査費用を当該医療機関等へ支払ったことがわかる書類及び聴覚検査の結果がわかる書類（母子健康手帳のコピーなど）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、被検査者に対し速やかに交付するものとする。

(補助金交付決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定を行った場合は、四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不交付の決定を行った場合は、四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(被検査者が生活保護世帯等の場合の補助金)

第7条 第4条第2項の規定による補助金の対象となる者は、四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付申請書兼請求書(第3号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 聴覚検査に係る領収書の原本
- (2) 母子健康手帳の新生児聴覚検査結果の記載されているページのコピー又は、聴覚検査の結果がわかるもの
- (3) 生活保護世帯等であることがわかるもの

2 市長は、前項の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、当該交付申請を行った者に対し速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた

(計画の変更、実績の報告及び補助金の請求)

第7条 補助対象者は、聴覚検査を受けたのち、四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金変更交付申請書・実績報告書・請求書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
この場合において、前条に規定する補助金の交付決定の内容を変更する必要があるときは、補助対象者は四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金変更交付申請書・実績報告書・請求書(第4号様式)に変更内容をあわせて記載しなければならない。

- (1) 領収書の原本
- (2) 母子健康手帳の新生児聴覚検査結果の記載されているページのコピー又は、聴覚検査の結果がわかるもの
- (3) 市民税非課税世帯又は、生活保護受給世帯であることがわかるもの

2 市長は、前項に規定する補助金変更交付申請があったときは、変更内容を審査し、前条の規定による補助金の交付決定を変更することができる。

(交付決定の取消し)

第8号 市長は、補助金の交付を受けた

<p>者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p> <p><u>(四日市市補助金等交付規則の適用除外)</u></p> <p><u>第10条 この補助金は、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第2条第1号の規定により市長が指定する給付金とする。</u></p> <p><u>(補則)</u></p> <p><u>第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>	<p>者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>規則</u>、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成34年3月31日</u>限りその効力を失う。</p>
--	--

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金
交付申請書兼請求書

（ 年 月実施分）

請求 金額		百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり請求します。

四日市市長

（医療機関）所在地

名 称

代表者名

（署名または記名押印）

〈 添 付 書 類 〉

- （1）四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付申請書兼補助券
（検査を実施した際に提出された補助券の原本）

第2号様式（第6条様式）

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金
交付申請書兼請求書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
氏名
電話番号

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱第6条の規定により申請し、下記のとおり実績について報告します。
この申請に関し、住所要件、検査状況等の必要事項を調査することを承諾します。
また、補助金の交付決定後はその決定額を下記のとおり請求します。

記

(フリガナ) 申請者氏名	()	生年月日	年 月 日
(フリガナ) 赤ちゃんの名前	()	生年月日	年 月 日
検査を受けた医療機関等の名称			
検査費用として医療機関に支払った額	円	交付を受けようとする補助金申請額	円
補助金交付決定額（四日市市記入欄）		円	

検査に要した費用に係る補助金を下記の振込先に入金願います。なお、その振込をもって助成事業が承認、通知されたものと了承いたします。

口座振込先					
銀行 信用金庫 農協	支店 出張所	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	
口座番号	口座名義 (フリガナ)				
ゆうちょ銀行	店	記号	番号	番号	
		口座名義 (フリガナ)			

※ 必ず申請者名義の口座を記入してください。（名義が異なる場合は、委任状が必要です）

〈添付書類〉

1. 四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付申請書兼補助券
2. 検査費用に係る領収書の原本（コピー不可）
3. 母子健康手帳の新生児聴覚検査の結果が記載されているページのコピー又は、聴覚検査の結果がわかるもの

第3号様式（第7条様式）

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金
交付申請書兼請求書

年 月 日

四日市市長

申請者 住所
氏名
電話番号

四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱第7条の規定により申請し、下記のとおり実績について報告します。

この申請に関し、住所要件、税情報、検査状況等の必要事項を調査することを承諾します。また、補助金の交付決定後はその決定額を下記のとおり請求します。

記

(フリガナ) 申請者氏名	()	生年 月日	年 月 日
(フリガナ) 赤ちゃんの名前	()	生年 月日	年 月 日
検査を受けた医療 機関等の名称			
検査費用として医 療機関に支払った 額	円	交付を受けよう とする補助金 申請額	円
世帯の状況	<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯		
補助金交付決定額（四日市市記入欄）		円	

検査に要した費用に係る補助金を下記の振込先に入金願います。なお、その振込をもって助成事業が承認、通知されたものと了承いたします。

口座振込先					
銀行 信用金庫 農協	支店 出張所	預金 種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	
口座番号	口座名義 (フリガナ)				
ゆうちょ銀行	店	記号	番号		
		口座名義 (フリガナ)			

※ 必ず申請者名義の口座を記入してください。（名義が異なる場合は委任状が必要です）

〈添付書類〉

1. 四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付申請書兼補助券
2. 検査費用に係る領収書の原本（コピー不可）
3. 母子健康手帳の新生児聴覚検査の結果が記載されているページのコピー又は、聴覚検査の結果がわかるもの
4. 市民税非課税世帯又は、生活保護世帯であることが分かる書類

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市新生児聴覚スクリーニング検査費用補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受ける聴覚検査について適用し、同日前に受けた聴覚検査については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)